



くすのき



No.101

R4年3月発行

◆改正民法が施行されますが、少年法も変わります◆

この4月から改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられるのは、みなさんご存じかと思います。4月1日の段階で18歳以上20歳未満の方は、この日に成年に達したとされます。4月2日生まれ以降の方は18歳の誕生日の日に成年に達することになります。成年に達すると保護者の同意を得ずに契約できるようになったり、住む場所を自分の意思で決めたり、性別の取扱いの変更審判を受けることもできるようになります。一方、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持となっています。

さて、この改正民法の施行に合わせて、20歳未満の非行少年の保護と特別措置を目的とした「少年法」も改正され施行されます。改正後も20歳未満を対象とする点は変わりませんが、新たに18～19歳を「特定少年」と位置付け、17歳以下の少年と違う扱いをすることになりました。

少年事件は嫌疑がある限りすべて家庭裁判所に送致されます。家庭裁判所は、犯罪に関する事実のほか、少年の生い立ち、性格、家庭環境などについても調査をした上で処分を決定します。少年院送致、保護観察などの保護処分ではなく刑罰を科すべきと判断された場合、検察官送致（逆送）となります。現在は、16歳以上の少年で故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件が「原則逆送対象事件」となっていますが、今後18歳以上の少年で犯した死刑、無期、短期1年以上の懲役禁錮に当たる罪の事件（例えば、現住建造物等放火罪、強姦性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪など）が追加されることになりました。また、特定少年が逆送された後、起訴されると刑事裁判が行われますが、起訴された段階で報道規制が解除され実名が報道される、有期の懲役が科される場合の上限の年数が長くなるなど、少年としての特例はなく20歳以上の者と同じ処遇となります。「18～19歳は成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できます。」という割には冷たい処遇だなどと思ってしまいます。

なお余談になりますが、成人式の対象者や開催時期等をどのようにしていくかは、自治体ごとに判断することになっています。蒲郡市の場合は、今までと同様に、年度末までに20歳に達する者を対象として1月に実施する方針となっています。



◆4月の補導予定◆

補導員全体会

20日(水)13:30から

市民会館2階 東ホール

会場は2階
になります



◆二月～五月は「春のあんしんネット・新学期「斉行動」期間です◆

◆編集後記◆

梅が咲き始め、桜のつぼみも膨らみ始めました。卒業式そして夢と希望の春はもうすぐです。本年度もコロナ感染に翻弄されました。まだまだ先行きが見通せませんが、来年度は通常の生活に戻れることを期待しましょう。本年度、補導活動に従事いただいた地域補導員・少年補導委員・校外補導員の皆様方に深く感謝いたします。市内の子どもたちが大変落ち着いていますし、補導に出かけても、子どもの姿を見かけない状況が多くなってきました。次年度から補導回数や補導会議を削減してみますが、今後も、引き続き子どもたちを温かく見守っていただきますようお願いいたします。

